

柏原市新人事評価制度実施（案）

1 新人事評価制度の目的

目的

職員の勤務実績並びに職務に関連して見られた職員の適性、能力等を記録して、これらを職員の指導指針とし、職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図ることを目的とし、評価結果については、人材育成、人事制度、表彰制度、給与制度に活用します。

2 評価対象者（評価者及び被評価者）

評価者

原則として、1次、2次の複数の評価者が評価を行います。なお、被評価者が部長級の場合など、評価者が1名のみとなる場合は、その評価者が2次評価者とします。

	被評価者	1次評価者	2次評価者
本庁	部長級		副市長
	課長、次長級		部長
	参事以下の職員	課長	部長
保育所	保育所長	こども課長	健康福祉部長
	所長補佐以下の職員	保育所長	こども課長
病院事務局	事務局長		病院事業管理者
	課長、次長級		事務局長
	参事以下の職員	課長	事務局長
派遣団体	事務局長		会長

(社協)	参事以下	事務局長	会長
その他派遣 団体	参事以下	団体内の1次評価 者(課長級)	団体内の2次評価 者(部長級)

被評価者(評価の対象職員)

全職員(病院医療職給料表適用者、再任用職員を除く)

・条件付採用期間中の職員を含む。

3 評価の種類と評価期間

評価期間

4月1日～翌3月31日

評価基準日

1月1日現在(1月1日から3月31日の期間は、見込みにより評価する。)

評価の種類

1次評価者による実績評価と能力評価に加え、2次評価者による組織への貢献度を加点する

4 評価結果の反映

定期人事異動(昇格)

昇任試験制度への反映

昇給号給数への反映

勤勉手当への反映

新人事評価制度関連のスケジュール

- 4月 人事考課実施要綱案作成、労働組合と協議
- 5月 試用期間（5月～7月）
- 6月 試用期間
- 7月 試用期間
- 8月 試用期間における評価点の決定
問題点抽出、評価者研修、労働組合と協議
- 9月 人事考課実施要綱の見直し、労働組合と協議
- 10月 試用期間（2回目10月～3月）
- 11月 試用期間
- 12月 試用期間、評価者研修
- 1月 試用期間
- 2月 試用期間における評価点の決定（昇任試験制度への一部適用・翌年度の勤勉
手当・昇給への適用）
- 3月 試用期間
- 4月 制度運用開始